

耐用年数表

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数(別表第1抜粋)

○建物附属設備

構造用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房	冷暖房設備	13
通風	(冷凍機の出力22kW以下)	
ボイラー	その他のもの	15
昇降機	エレベーター	17
設備	エスカレーター	15
消火・排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード	主として金属製のもの	15
日よけ	その他のもの	8
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲以外	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

○構築物

用途	細目	耐用年数
広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
競技場用	ネット設備	15
運動場用	野球場、陸上競技場、ゴルフコース	30
遊園地用	その他のスポーツ場の排水その他の	
又は学校	土工施設	
用のもの	水泳プール	30
緑化施設	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
及び庭園	(工場緑化施設に含まれるものを除く。)	
舗装道路	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
	ビチューマルス敷	3
へい	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート・コンクリートブロック造	15
	れんが造(その他のもの)	25
	石造	35
	土造	20
煙突	金属造	10
	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	35
	れんが造(その他のもの)	25
	金属造	10

○車両及び運搬具(自動車を除く。)

自転車及びリヤカー	2
フォークリフト	4
前掲以外	7
	4

○工具

構造用途	細目	耐用年数
測定及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む)		5
治具・取付工具		3
ロール	金属圧延用	4
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロール	3
	その他のもの	
型・鍛圧(打抜)工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型	2
	その他のもの	3
切削工具		2
金属製柱・カッペ		3
活字等	購入活字	2
	自製活字等に常用される金属	8

○器具及び備品

家具・電気機器及び家庭用品	事務机、いす、キャビネット	15
	主として金属製のもの	8
	その他のもの	
	応接セット	
	接客業務のもの	5
	その他のもの	8
	ベッド	8
	児童用机及びいす	5
	陳列だな、陳列ケース	
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具	
	接客業務のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他	5
	の音響機器	
	冷房用又は暖房用機器	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電気、ガス機器	6
氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式を除く。)	4	
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他	3	
これらに類する繊維製品		
じゅうたんその他の床用敷物		
小売業用、接客業務用、放送用、レコード	3	
吹込用、劇場用のもの		
その他のもの	6	
室内装飾品		
主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	
食事又はちゅう房用品		
陶磁器又はガラス製のもの	2	
その他のもの	5	
その他		
主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	

構造用途	細目	耐用年数	
事務・通信機器	謄写機器及びタイプライター	3	
	孔版印刷又は印書業用のもの	5	
	その他のもの		
	電子計算機		
	パーソナルコンピュータ	4	
	(サーバー用のものを除く。)		
	その他のもの	5	
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)	5	
	金銭登録機、タイムレコーダー、その他これらに類するもの		
	その他の事務機器	5	
	テレタイプライター、ファクシミリ	5	
	インターホン、放送用設備	6	
	電話設備その他の通信機器		
	デジタル構内交換設備及び	6	
	デジタルボタン電話設備		
その他のもの	10		
時計・試験機器及び測定器	時計	10	
	度量衡器	5	
	試験又は測定機器	5	
光学機器・写真製作機器	オペラグラス	2	
	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡	5	
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、その他の機器	8	
看板・広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3	
	マネキン人形及び模型	2	
	その他のもの		
	主として金属製品	10	
	その他のもの	5	
容器・金庫	ボンベ		
	溶接製	6	
	鍛造製		
	塩素用のもの	8	
	その他のもの	10	
金庫	ドラムかん、コンテナ、その他の容器		
	大型コンテナ(長さが6m以上のものに属する。)	7	
	その他のもの		
	金属製のもの	3	
	その他のもの	2	
	金庫		
	手さげ金庫	5	
	その他のもの	20	
理容又は美容機器		5	
医療機器	レントゲン、その他の電子装置使用機器		
	移動式のもの、救急医療用のもの、	4	
	自動血液分析器		
	その他のもの	6	
	消毒殺菌用機器	4	
	手術機器	5	
	調剤機器	6	
	歯科診療用ユニット	7	
	光学検査機器		
	ファイバースコープ	6	
	その他のもの	8	
		陶磁器製、ガラス製のもの	3
		主として金属製のもの	10
		その他のもの	5

構造用途	細目	耐用年数
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8
	パチンコ器、ビンゴ器、その他類似の球戯用具、射的用具	2
	碁、将棋、麻雀等遊戯具	5
	スポーツ具	3
	劇場用観客いす	3
	どんちよう、幕	5
	衣装、かつら、小道具、大道具	2
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
前掲以外	映画フィルム(スライドを含む。)、	2
	磁気テープ、レコード	
	シート及びロープ	2
	葬儀用具	3
	楽器	5
	自動販売機(手動式を含む。)	5
	焼却炉	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5

機械及び装置の耐用年数(別表第2抜粋)

設備の種類・細目	耐用年数
食料品製造業用設備	10
製本業用設備	7
プラスチック製品製造業用設備	8
窯業又は土石製品製造業用設備	9
金属加工機械製造設備	9
農業用設備	7
林業用設備	5
総合工事業用設備	6
通信業用設備	9
倉庫業用設備	12
ガソリン又は液化石油ガスタンク	8
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場	13
機械式駐車設備	10

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」
昭和40年3月31日 大蔵省令 第15号
中間の改正略
最終改正
令和2年6月30日 財務省令 第56号